

りそなデビット一体型ICキャッシュカード りそなデビット一体型ICキャッシュカード〈JMB〉 ショッピング保険のご案内 (動産総合保険)

海外所在の加盟店でカードによる購入日から所定日以内に偶然な事故によって被害を被った場合の損害または修理金を補償します。

被保険者	補償の対象となる商品を正当な権利をもって所有されている方。 但し、保険金の請求はその商品を購入したカード会員に限りします。						
補償期間	カード会員が商品をカードで購入された日から90日間。						
補償対象	カード会員が海外所在の加盟店でカードを利用して購入された商品。(海外所在の加盟店より通信販売によって購入された商品も含む。)						
補償の対象となる事故	国内外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。						
補償限度額および ご注意事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1事故上限額</th> <th>年間上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補償限度額</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・年間上限額は毎年10月1日から1年間についての上限額となります。 ・自己負担額は5,000円です。 ・ショッピングご利用枠が50万円未満の場合はショッピングご利用枠を1事故上限とさせていただきます。 ・補償の範囲が重複する他の保険契約（メーカー保証、販売店保証を含みます。）などから保険金が支払われた場合は、損害の額から、ほかの保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いてお支払いします。 ・代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には、代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。 		1事故上限額	年間上限額	補償限度額	50万円	50万円
	1事故上限額	年間上限額					
補償限度額	50万円	50万円					
対象とならない 主な物	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶(ヨット・モーターボートおよび水上オートバイならびにボートを含みます。)、航空機、自動車(自動二輪車を含みます。)、原付自転車、自転車、雪上オートバイ、ハンググライダー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品。 ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの。 ・動物あるいは植物(剥製、ドライフラワーを含みます。) ・食料品、飲料(酒類を含みます。) ・現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの。 ・預金証書または貯金通帳(通帳および現金支払機用カードを含みます。) ・稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの。 ・職業上の商品として購入したもの。 ・商品券・航空券等。 ・宅配便等(通販等の輸送中の商品) ・携帯電話、スマートフォン等の携帯型通信機器およびこれらの付属品。など 						
保険金をお支払い できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失、置き忘れによる損害 ・商品の欠陥、消耗、さび、変色、虫喰い等による損害 ・電気的な事故や機械的な事故による損害 ・使用人の不正、または詐欺、横領による損害 ・被保険者や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害 ・地震、噴火、津波、水災等の天災 ・戦争、外国の武力行使、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害 ・核燃料物質その他有害な特性に起因する損害 ・商品の誤った使用によって生じた損害 ・商品の物的損害に起因する一切の間接損害 ・商品の配送中に生じた損害 ・汚損、かき損、擦損、かき傷または塗料の剥がれ等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 など 						
代位	<ul style="list-style-type: none"> ・損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの商品による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた商品、および被保険者が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。 ・被保険者は損害保険会社が取得する前項の権利の保全および行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。 						
損害防止の義務	被保険者は事故が生じたときの損害発生防止および軽減につとめなければなりません。						
準拠法	この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、被保険者が損害保険会社に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令適用があります。						

この保険はりそなデビット一体型ICキャッシュカード、りそなデビット一体型ICキャッシュカード〈JMB〉会員様が対象となります。

ショッピング保険事故の通知について

■万一事故にあわれた際は、ただちに損害保険ジャパン株式会社までご連絡ください（下記専用電話）。事故の日から45日以内にご連絡がない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故にあわれた際の連絡先

事故の受付 通話料無料 0120-727-110（24時間／年中無休）

海外からはご連絡できませんので、ご注意ください。海外で事故にあわれた際には、帰国後、日本国内からご連絡をお願いします。

※事故受付以外のお問い合わせ等は、それぞれの連絡先をご案内させていただきますのであらかじめご了承ください。

ショッピング保険に関する保険金請求書類

ショッピング安心保険

保険金請求書類	保険金請求書	罹災証明書・事故証明書	盗難届	クレジットカード売上票 またはご利用明細書	修理見積書	修理代金請求書または領収書	全損証明書	写真または現物	委任状	その他の書類
修理可能	○	△		○	○	○		○	△	△
修理不能	○	△		○			○	○	△	△
盗難	○	△	○	○	△	△	△	△	△	△

※クレジット売上票またはご利用明細書がない場合は、保険金請求ができませんのでご注意ください。

※○は原則として必要な書類、△は場合によって必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。

※その他当社が必要な事項の確認を行うために欠くことができない書類のご提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

※盗難・その他事故の場合は第三者から事故証明をいただくことがあります。

注意喚起情報

■引受保険会社は本契約に関する個人情報、本契約の履行、他の保険商品等の案内・提供等を行う為に取得・利用し、本契約の履行・保険制度の維持のために、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。詳細につきましては、引受保険会社のホームページをご覧ください。引受保険会社までお問い合わせ願います。

■本説明書は商品の概要を説明したものです。保険の詳しい内容については損害保険ジャパン株式会社、カードの内容については株式会社りそな銀行・株式会社埼玉りそな銀行・株式会社関西みらい銀行・株式会社みなと銀行にお問い合わせください。

■損害保険ジャパン株式会社へのご相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。

カスタマーセンター：0120-888-089 受付時間◆平日：午前9時から午後8時まで ◆土日祝日：午前9時から午後5時まで ※年末・年始（12月31日から1月3日まで）は休業

■一般社団法人日本損害保険協会のお客様対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。詳しくは、同協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>）をご参照ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

0570-022808（ナビダイヤル）※IP電話からはそんぽADRセンター東京 03-4332-5241

受付時間：午前9時15分～午後5時 月～金曜日（祝日・休日を除く）

■損害保険ジャパン株式会社は申込人（加入者）および被保険者より保険金請求書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし特別な照会または調査が必要な場合には、損害保険ジャパン株式会社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせください。

 保険の内容については、損害保険ジャパン株式会社所定の約款に基づきます。

■引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社**